

### 質問1

内科医院ですが、いわゆるユニットが古くなりましたので新しいのと取り替えました。その際、古いユニットは廃棄してしまいましたので、廃棄損が生じましたが、この損失は医師課税の特例経費外となるのでしょうか。

**回答** 資産損失の金額は、医師課税の特例経費の中に含まれます。

事業に使用していた固定資産の取壊し、除却、滅失などによる損失の金額は、保険金や損害賠償金などによって補てんされる部分を除いて、事業の必要経費になります。しかし、医師課税の特例を適用して所得計算をする場合には、すべての経費が医師課税の特例経費の中に含まれているものとして、必要経費の計算をすることとされています。

すなわち、医師課税の特例経費には、医薬品・医療材料費、雇人費、減価償却費、その他の一般管理費、資産損失、貸倒損失などはもちろん、専従者給与、引当金の繰入額などの青色申告の特典経費など、必要経費となるべき一切の経費が含まれることとなります。

したがって、ご質問のユニットの廃棄により生じた損失の金額も、医師課税の特例を適用して所得計算をする以上、医師課税の特例経費に含まれることとなりますので、さらに追加して控除することはできません。

注 この取扱いは、貸倒れによる損失についても、同様に適用になります。

### 質問2

外科医院を営んでいますが、特例を適用しないで所得を計算し、確定申告をしていたところ、その後、申告した所得金額に誤りがあることが分かり、正しく計算すると所得額が増加し、特例の適用を受けた方が有利になることが分かりました。この場合、修正申告で適用を受けたいと思いますが、できるでしょうか。

**回答** 原則として修正申告による特例の適用は認められません。

医師課税の特例の適用を受けるかどうかは、その人の選択によりますが、適用を受けるためには、次のことが要件となります。

- (1) 医業又は歯科医業を営む人であること
- (2) 健康保険法その他租税特別措置法第26条第2項に規定する法律に基づいて診療すること
- (3) (2)の診療に対する報酬に係る所得の計算に当たり、必要経費の額を医師課税の特例経費率によって計算した額としていること
- (4) 医師課税の特例を適用して所得計算した旨を確定申告書に記載していること
- (5) (4)の記載した確定申告書を提出していること

ところで(4)及び(5)の場合の確定申告書とは、申告期限までに提出された確定申告書（いわゆる期限内申告書）及び申告期限後に提出された確定申告書（いわゆる期限後申告書）といえます。

したがって、ご質問の場合のように当初、特例の適用を受けない確定申告書を提出し、その後、修正申告書を提出するようなときに、特例を適用した方が有利だとして所得計算をやり直そうとしても、それは認められないことになり、また、再計算の結果、当初の申告額より減少するようなときでも、それは更正の請求ができる理由には該当しませんから、この場合も特例の適用を受けられないこととなります。

ただし、特例の適用を受けない確定申告書を提出した場合であっても、特例の適用を受ける旨の記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認められるときには、修正申告や更正の請求の段階でも認められます。